

## 国立公園の公園計画等の見直し要領

国立公園の公園区域及び公園計画（以下「公園計画等」という。）の見直しは以下によることとする。なお、本要領において「国立公園の公園計画作成要領」、「国立公園の指定書、公園計画書並びに公園区域及び公園計画変更書作成要領」及び「国立公園の区域図及び公園計画図等作成要領」（平成 25 年 5 月 17 日付け環自国発第 1305173 号自然環境局長通知）は、それぞれ「計画要領」、「計画書等要領」及び「計画図等要領」というものとする。

### 1 公園計画等の見直しの目的

国立公園（以下「公園」という。）をとりまく自然的・社会的条件の変化に公園計画を対応させるため公園計画等について所要の改訂を行うことを目的とする。

### 2 公園計画等の見直しの作業区分

#### (1) 再検討

再検討とは、昭和 48 年 11 月以前に指定された公園について、当該公園指定後の自然的・社会的条件の変化に対応して、当初の公園計画等の全般的な見直し作業をいう。なお、当該公園が性格の異なる複数の地域からなる場合は地域毎に変更することができるものとする。

その際、特別保護地区及び地種区分が未定の特別地域についてはこれを決定するとともに、利用施設計画についてもその設定を促進するものとする。

#### (2) 点検

点検とは、再検討が終了した公園又は昭和 48 年 11 月以降に指定された公園について、公園又は地域単位で、概ね 5 年毎に実施する公園計画等の見直し作業をいう。なお、公園計画等の変更の必要性も含めて現行公園計画等を見直した結果、公園計画等の変更までに及ばなかった場合においても、点検が終了したものとみなすものとする。

#### (3) 一部変更

一部変更とは、上記以外の公園計画等の変更であって、次の事情により公園計画等の一部について見直しを実施することが必要な場合において行う、所要部分のみの公園計画等の変更をいう。

ア 火山活動、土砂崩壊その他災害若しくは突発的事情が発生し、又はそのおそれがある等により、公園の適正な保護及び利用の安全確保等の観点から、早急に公園計画等を変更する必要性が生じた場合

イ 環境省が自然公園の保護又は適正な利用の観点から、政策的に規制又は施設の整備を早急に進めるために公園計画等を変更する必要性が生じた場合

ウ 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）に基づく離島振興計画や他の地域振興計画が策定又は変更され、自然的、社会的実情に照らして当該公園の保護又は適正な利用に資すると認められる場合

### 3 公園計画等の見直しの基本的な方針

#### (1) 公園区域

公園区域については次の場合に変更を検討する。ただし、地域の開発を目的とする公園区域の削除は原則として行わないものとする。

ア 公園区域線の明確化を図るために必要な場合

イ これまで公園区域の拡張について検討中の場合又は学術調査報告等により新たに公園区域への編入が必要と判断された場合

ウ 公園区域の境界に接して既に市街化が著しく進行する等、自然公園の区域として存続させる意義が薄れ、公園区域の削除が適当と判断された場合。

この場合、現行公園区域に隣接し比較的良好な自然環境が残されている地域があれば区域に包含するなど、努めて当該公園全体の質的な維持向上を図るものとする。

#### (2) 規制計画

ア 最近の社会的条件等の変化も踏まえ、学術調査報告等の資料に基づいて、区域内の各部分について風景の質の再評価を行い、計画要領第4・II・1・(1)に掲げる自然風景の質に応じた規制計画となるよう見直すものとする。

イ 自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号）第11条第35項により、特定の行為について当該基準により難い特別の事由があると認められ、基準が緩和又は強化された特別地域については、その指針の内容により、現行の地種区分を維持するか、地種区分の変更を行うか、又は特別地域の区域から削除するかを検討する。

ウ 管理の適正化を図るため、各地区毎の保護対象とこれについての保護管理の方針を明らかにするよう努めるものとする。

エ 優れた自然の風景地における利用の多様化及び増大に対処し、適正な公園利用の確保と一帯の自然景観の保全を図るため、地域の実情に応じた利用規制の方策についても幅広く検討することとし、必要に応じて利用調整地区の指定を検討するものとする。

オ 地種区分線毎にその境界線の明確化を図る。

#### (3) 事業計画

##### ア 施設計画

(ア) 自然環境の保全を図りつつ自然景観の質に対応した適正な公園利用の場を確保し、良質かつ持続可能な利用を促進する観点から、社会情勢の変化を踏まえ、公園利用の実態、風致景観への影響等を勘案し、施設計画を見直すものとする。その際、事業執行状況を踏まえ、既存施設計画に基づく事業実施の必要性、可能性も含めて検討するものとする。

(イ) 損なわれた自然環境の再生を始め、必要な保護施設計画について、積極的に取り込むよう検討するものとする。

(ウ) 既存の利用施設計画も含め、利用者層や自然条件等を踏まえた整備の方針を明らかにするよう努めるものとする。

(エ) 他省庁の所管する事業で、公園施設に馴染むものについては、原則として

施設計画施設として位置付けるものとし、関係省庁との調整を図るものとする。

(オ) 計画に当たっては、自然再生施設、博物展示施設、マイカー規制用駐車場等であって、自然公園内の損なわれた自然環境について、当該自然環境への負荷を低減し良好な自然環境を創出するためと認められ、又は計画施設の利用者の大部分が公園利用者であると認められ、その機能を発揮させる上で、公園の区域外に整備することが必要不可欠な場合を除き、公園区域内に計画するものとする。

(カ) 長距離自然歩道については既設の歩道を含めて自然歩道線として整理統合し、一本化する。

#### イ 生態系維持回復計画

(ア) 生態系維持回復計画に基づき、生態系維持回復事業計画を策定して同事業を実施し、モニタリングを行った結果、生態系維持回復計画の位置又は実施方針を変更する必要があると判断される場合には、生態系維持回復計画を見直すこととする。

### 4 公園計画等の見直し実務

#### (1) 公園計画等の見直し作業の開始時期

##### ア 再検討

再検討が終了していない公園については、早急にこれを実施するものとする。

##### イ 点検

再検討又は点検の終了した年度（官報告示日の属する年度）の翌年度から起算して3年度目を超える公園であって、点検の、基本方針が策定されていない国立公園を管轄する各地方環境事務所、釧路、長野及び那覇自然環境事務所並びに高松事務所（以下「事務所」という。）に対して、国立公園課から点検作業を開始するよう通知を行う。当該点検において検討すべき事項もあわせて通知するものとする。通知を受けた事務所は、情報収集、整理を行う等、点検作業を開始し、調査等の状況に応じて点検作業の開始を国立公園課に申し出るものとする。なお、地域の自然的、社会的条件の変化が著しい場合、地域からの要望がある場合等必要があれば、点検に着手することは妨げない。

##### ウ 一部変更

上記2・(3)・アからウまでに掲げる状況が生じた場合、速やかに作業の開始を国立公園課に申し出るものとする。

#### (2) 作業主体

ア 検討作業の取りまとめは、国立公園課において行うが、資料の収集、解析、素案作成等の各段階毎に事務所が担当自然保護官事務所と連携し、関係都道府県等と緊密な連絡のもとにその協力を得て作業を進めるものとする。

イ この作業に当たっては、国の関係行政機関、関係都道府県及び市町村とも事前に十分連絡調整を図ることとする。特に特別地域の地種区分等保護規制計画を検討す

るに当たっては、必要に応じて地元関係者に説明を行うなど納得協力を得るものとする。

### (3) 作業順序

作業の順序は別紙1のとおりとする。

なお、作業の実施に当たっては、以下の点に留意されたい。

#### ア 基本方針及び作業スケジュール（案）について

各地方環境事務所長、釧路、長野及び那覇自然環境事務所長並びに高松事務所長（以下「所長」という。）は、公園計画等の見直しを行う対象、見直しの考え方等を明らかにした点検等の基本方針及び作業スケジュール（案）を作成し、国立公園課に提出するとともに、その指示に従うこととする。その際、公園区域及び公園計画の変更に係る試案を添付することが望ましい。

#### イ 意見聴取について

所長は、関係都道府県及び市町村等（以下「関係機関等」という。）に対し、当該作業の趣旨及び検討範囲について説明し、十分な理解を得るよう努めるとともに、基本方針及び作業スケジュールに従い、当該スケジュールにおいて指定した期間において意見の聴取等を行うこと。意見聴取後は、速やかに文書をもって国立公園課に報告することとする。なお、意見聴取は、必要に応じて国の関係行政機関や、説明会の開催等を通じて地域住民に対しても行うことができる。

この段階で向こう5年間を見通したうえで、公園区域及び公園計画に変更すべき箇所がないと判断された場合には、関係都道府県及び市町村（国の関係行政機関に対して意見聴取を行った場合には同期間も含む。）に文書を持って照会し、その回答を国立公園課に報告をしたうえで、国立公園課長からの点検等の終了の通知をもって点検作業を終了することとする。

#### ウ 素案について

所長は、基本方針及び作業スケジュールに対する関係都道府県及び市町村の意見を聴取した後、国立公園課と調整の上、速やかに素案を作成し、国立公園課に提出するとともに、関係都道府県及び市町村へは意見照会を、国の関係行政機関とは調整を図ることとする。

また、公園計画等の見直しの案件毎に、その見直し理由等の詳細を記載した資料を作成し、素案とともに提出することとする。

なお、この際、土地利用基本計画の変更に係る都道府県の関係部局との調整を開始することとする。

#### エ 事務所案について

所長は、素案に対する関係都道府県及び市町村の同意の意思が確認されるとともに、国の関係行政機関との調整の結果、口頭了解が得られ次第、国立公園課と調整の上、事務所案を作成し、国立公園課あてに提出することとする。

なお、事務所案の作成に当たっては、素案段階より関係機関等との調整により変更が生じた部分について、その理由及び今後の点検等に当たっての取扱方針について国立公園課に報告を行うこととする。

オ 環境省原案に対するパブリックコメントの募集及び意見の取りまとめは国立公園課において行うものとする。この間に国の関係行政機関及び関係都道府県に対する協議及び公文照会（以下「協議等」という。）の準備作業を進め、パブリックコメント終了後は、速やかに意見を集約・反映し、協議等を実施することとする。

また、協議等に対する国の関係行政機関及び関係都道府県からの回答文書については、速やかにその写しを国立公園課に提出することとする。

カ 必要な図書等

作業途上における各段階の案については、計画書等要領の様式1、様式2及び様式3のうち、必要なものを作成し、添付すること。

## 5 関係行政機関との調整について

(1) 公園計画等の見直しに当たっては、区域変更図、保護規制計画変更図、施設計画変更図等の図面によりあらかじめ関係市町村及び都道府県庁内の次に掲げる関係部局と十分調整を図るものとする。

ア 林務（民有林に係る場合）

イ 農務（農地に係る場合）

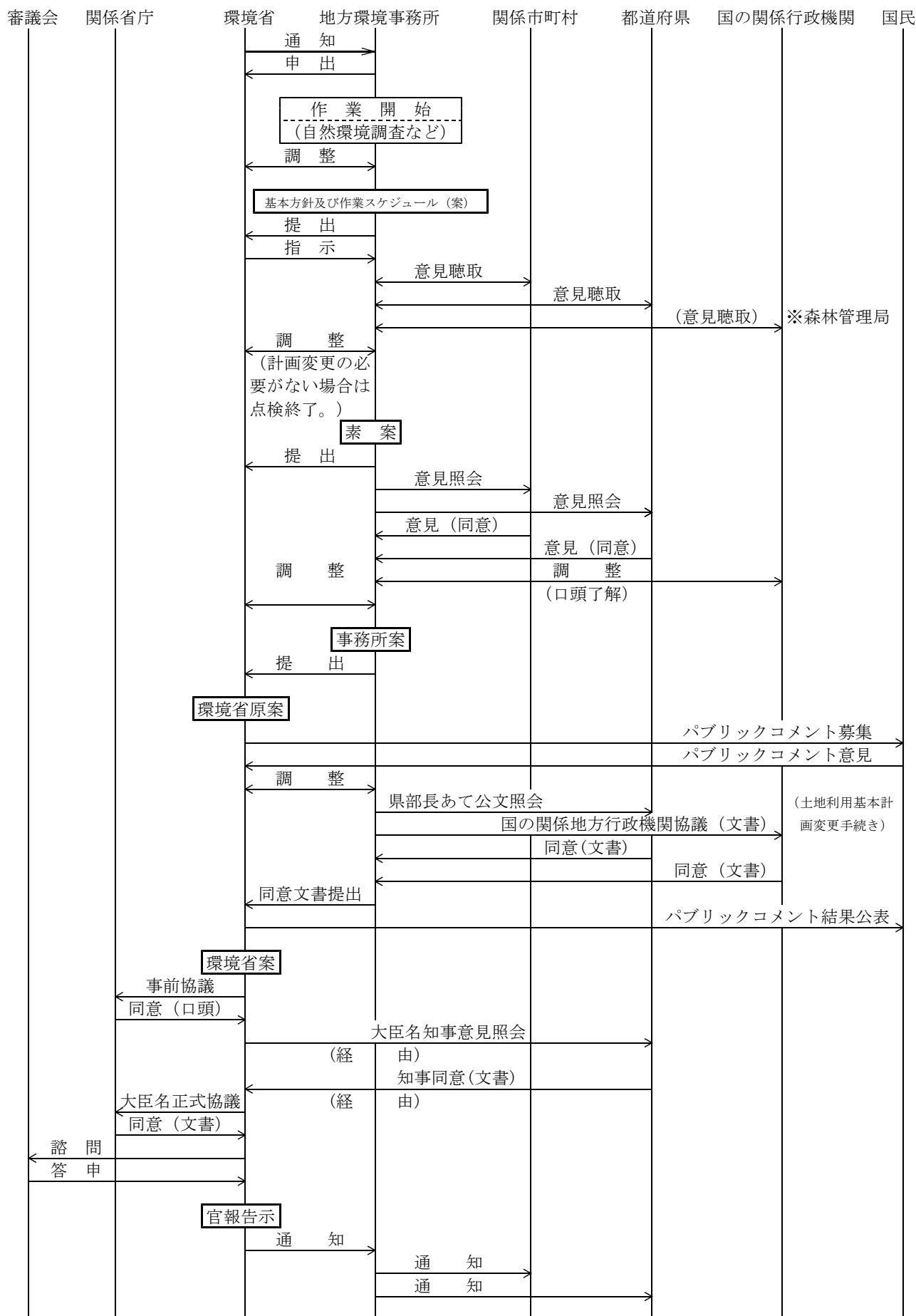
ウ 水産（陸水域、海域、漁港に係る場合）

エ 土木（道路、河川、海岸、港湾、都市計画に係る場合）

オ 土地対策（区域の指定、変更、解除に係る場合）

(2) 関係省庁と協議を必要とする場合については、別紙2のとおり実施することとなるので、事前に関係行政機関と十分調整を図るものとする。

国立公園の公園区域及び公園計画の点検に関する作業手順



各案件の協議を要する関係行政機関の一覧

関係省庁 地方	要協議案件		公園区域、公園計画及び公園計画に基づく事項						公園計画関連事項										備考
	の公園 拡張 指定 又は 区域	除は公園 の変更計 画(変更は 決定削 又	は特別 区域地 域の指 定又	定特別 又は保 護地区 の指 張	定海 又は公 園地区 の指 張	定利用 又は調 整地区 の指 張	定集 又は施 設地区 の指 張	の木 指定 損傷 規制 区域	出汚 水又 は廃 水の 排	指採 取等 規制 植物 の	び植 区域 等の 規制 植物 及	指捕 獲等 規制 動物 の	区放 出の 規制 動物 及び	指立 入り 規制 区域 の	指乗 入れ 規制 区域 の	の捕 獲等 規制 動物 植物	域動 及び 船使 用規 制区		
内閣府			○	○	○	○	○											沖縄県の場合に限る。	
	沖縄総合事務局		○	○	○	○	○											〃	
警察庁 財務省														(通知)					
	財務局		○	○	○	○		○	○									財務省所管国有地に係る場合に限る。	
文部科学省			○ ※1	○ ※1	○ ※1	○ ※1	○	○ ※2	○ ※1									※1は、文化財保護法に基づく史跡名勝天然記念物又は文部科学省所管国有財産に係る場合に限る。 ※2は、※1又は埋蔵文化財が含まれる場合に限る。	
	都道府県 教育委員会		○	○	○	○	○	○	○									文化財保護法に基づく史跡名勝天然記念物又は文部科学省所管国有財産に係る場合に限る。	
農林水産省			○	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○		「集団施設地区の指定又は区域の拡張」については、国有林等農林水産省所管国有地に係る場合に限る。	
	地方農政局		○	○	○	○		○	○					○	○			北海道の場合を除く。 (*1) 「集団施設地区の指定又は区域の拡張」については、農林水産省所管国有地に係る場合に限る。	
	森林管理局		○	○	○	○		○	○					○	○			国有林に係る場合に限る。	

関係省庁	要協議案件	公園区域、公園計画及び公園計画に基づく事項							公園計画関連事項									備考
		の公園 拡張指 定又は 区域	除は公 園の変 更計画 （変更 を除外 又は削 ぐ）	は特別 区域の 指定又 は	定特別 又は保 護区域 の指定 又は	定海 域又は 公園地 域の指 定又は	定利 又は調 整区域 の指定 又は	定集 又は団 地施設 区域の 指定又 は	の木 指竹 定損 傷規 制区 域	出汚 水規 制又 は 区域 の排	指採 取等 規制 植物 の	び植 区栽 域等 の規 制指 定植 物及	指捕 獲等 規制 動物 の	区放 域出 の規 制指 定動 物及 び	指立 定入 り規 制区 域の	指乗 入れ 規制 区域 の	の捕 獲等 規制 動物 植物	
経済産業省		○	○	○	○	○	○			○					○		○	
経済産業局		○	○	○	○	○	○			○					○		○	
国土交通省		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○ *2 *3	○	○	「集団施設地区の指定又は区域の拡張」については都市計画区域に係る場合に限る。
	地方整備局	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○ *2 *3	○	○	北海道の場合を除く。
	北海道開発局	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○ *2 *3	○	○	北海道の場合に限る。
	地方運輸局	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○ *2 *3	○	○	
	管区海上保安本部	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○ *2 *3	○	○	海面に接する公園の場合に限る。
防衛省					○	○	○											
	防衛局				○	○	○							○				

備考

- (1) この表において、要協議案件の欄ごとに○印が付されている関係行政機関の長と協議を行うこととする。
- (2) 公園区域の削除については、協議を要することとしないが、公園区域の拡張の際に協議対象となっている関係行政機関に対し、必要に応じて情報提供を行うこと。
- (3) 公園計画のうち、保護又は利用のための施設計画の決定又は変更については、関係省庁が当該施設を所管・監督する場合（例えば道路法に基づく道路→国土交通省（地方整備局）、道路運送法に基づく一般自動車道→国土交通省（地方運輸局）、又は当該施設を設けようとする土地を所有する場合）に限って協議するものとする。  
ただし、これ以外の場合であっても、当該施設が文化財保護法に基づく史跡名勝天然記念物に係る場合にあつては文化庁（都道府県教育委員会）に対して、当該施設が動物繁殖施設である場合にあつては農林水産省（地方農政局、森林管理局）に対して協議するものとする。
- (4) 公園計画のうち生態系維持回復計画の決定又は変更については、生態系維持回復事業の区域に、河川法第6条第1項に規定する「河川区域」、同条第2項に規定する「高規格堤防特別区域」、同条第3項に規定する「樹林帯区域」及び同法第54条に規定する「河川保全区域」、海岸法第2条第2項に定義する「一般公共海岸区域」及び同法第3条に規定する「海岸保全区域」、砂防法第2条で指定する土地、地すべり等防止法第3条に規定する「地すべり防止区域」及び同法第4条に規定する「ぼた山崩壊防止区域」、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条に規定する「急傾斜地崩壊危険区域」、並びに、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第6条に規定する「土砂災害警戒区域」又は同法第8条に規定する「土砂災害特別警戒区域」が含まれる場合に限って、国土交通省（地方整備局又は北海道開発局）に協議するものとする。  
\*1 北海道にあつては、土地利用基本計画の変更を伴う場合は、地方農政局を農林水産省農村振興局（農村政策課）と読み替える。  
\*2 離島振興対策実施地域、奄美群島及び小笠原諸島において指定するもの。  
\*3 河川区域又は海岸保全区域若しくは一般公共海岸区域と重複又は隣接する場合は、河川管理者又は海岸管理者と協議するものとする。